

保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限をハイリスク施設に重点化することが可能とされたこと等に伴い、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」の改定を行いましたので、お知らせします。



事務連絡
令和4年8月19日

各都道府県・指定都市教育委員会総務課・学校保健担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた
各地方公共団体の学校設置会社担当課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

御中

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課

学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の
対応ガイドラインの改定について

過日の事務連絡にてお知らせしたように、保健所等による積極的疫学調査について、感染するリスクの高い同一世帯内や、重症化リスクの高い方が入院・入所している医療機関や高齢者施設等を対象に集中的に実施することとされるなど、新型コロナウイルス感染症対応について、保健所業務の重点化等の観点からの見直しが行われています。

これらを踏まえ、別紙のとおり、「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の改定を行いましたので、その改定内容及び留意事項等についてお知らせします。

夏季休業期間の終了後、授業等の開始に当たっては、以下の内容も参考とした上で、引き続き、地域の実情に応じて、感染拡大の防止と学びの継続の両立に取り組んでいただくようお願いいたします。

なお、今般のガイドラインの改定は、令和4年2月2日及び同年3月17日にお知らせした、ガイドラインのオミクロン株に対応した運用に当たっての留意事項も踏まえたものであることを念のため申し添えます。

都道府県・指定都市教育委員会担当課におかれては所管の学校及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、都道府県私立学校主管部課におかれては所

轄の学校法人等を通じてその設置する学校に対して、国公立大学法人附属学校事務主管課におかれてはその設置する附属学校に対して、文部科学大臣所轄学校法人担当課におかれてはその設置する学校に対して、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては所轄の学校設置会社及び学校に対して、都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては所轄の認定こども園及び域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村認定こども園主管課に対して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課におかれては所管の高等課程を置く専修学校に対して、本件を周知されるようお願いいたします。

記

1. 改定内容及びその留意事項について

(1) 保健所等による積極的疫学調査の重点化に伴う整理

保健所等による濃厚接触者の特定及び行動制限について、自治体の判断により高齢者・障害児者施設、医療機関等のハイリスク施設に重点化することが可能とされたこと等に伴い、全体像が把握できるまでの間の初期対応としての臨時休業については原則実施する必要はないなど、学校で新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応について改めて整理しています。

このことは、ガイドラインの位置付けを変更するものではなく、これまでに学校の設置者等により同様の基準を作成している地域においては、引き続き、当該基準に基づいて運用することとして差し支えなく、地域の感染状況等に応じて、今般の改定内容も参考としていただくようお願いいたします。

(2) 濃厚接触者等の候補の考え方の明確化

感染拡大地域において、学校が濃厚接触者やその周辺の検査対象となる者の候補者リストの作成に協力する場合の基準については、従前と変更ありません。

一方で、学校が行うことは保健所から求められた場合の濃厚接触者等の候補者リストの作成であり、ガイドラインに示す基準に該当するのみを以て、一律に出席停止の措置をとることを求めるものではありませんので、その旨御留意ください。特に濃厚接触者の周辺の検査対象となる者の候補については、地域の感染状況や学校における活動の実態等を踏まえた上で適切に判断することが必要です。

(3) 臨時休業の範囲や条件の例の明確化

ガイドラインにおいては、学校の臨時休業の範囲や条件として、例えば学級閉鎖について、

- ・同一の学級において複数の児童生徒等の感染が判明した場合
- ・感染が確認された者が1名であっても、周囲に未診断の風邪等の症状を有する者が複数いる場合

等を例として挙げていますが、これらは、人数に着目したものではなく、学級内における感染拡大を防止する観点からの基準となります。このため、同一の学級において、複数の児童生徒等の感染が確認された場合であっても、その間で感染経路に関連がない場合やそのほか学級内の他の児童生徒等に感染が広がっているおそれがない場合については、学級閉鎖を行わないことも考えられます。

これらの点については、学年閉鎖や学校全体の臨時休業に当たっても同様であり、今般の改定により、学年閉鎖又は学校全体の臨時休業の範囲や条件の例として、学年内又は学校内で感染が広がっている可能性が高い場合であることを明確化しています。

これらの条件に当てはまり、臨時休業を行う場合の期間については、従前から変更なく、5日程度（土日祝日を含む。）を目安としています。

また、この場合に、未診断の風邪等の症状を有する者や濃厚接触者について検査により陰性が確認できた場合等には、臨時休業の期間を短縮することが可能であることも、従前どおりとなりますので、感染の把握状況や拡大状況、児童生徒等への影響等を踏まえた上で柔軟な対応をお願いします。

2. その他の留意事項

このほか、ガイドラインの運用に当たっては、以下についても御留意ください。

- ガイドラインは、主として通常の授業等を念頭に置いたものとなりますが、学校教育の一環として行われる部活動等についても、活動内容等を踏まえた上で、本ガイドラインを参考にして適切な対応をお願いします。
- 臨時休業等により児童生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合であっても、ICTの活用等により児童生徒等の学習の機会を確保することが重要であり、「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒に対する学習指導について」（令和3年2月19日付け文部科学省通知）及び「やむを得ず学校に登校できない児童生徒等へのICTを活用した学習指導等について」（令和4年1月12日付け文部科学省事務連絡）を踏まえて適切な対応をお願いします。
- 幼稚園の臨時休業を行う場合には、「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン」（令和4年4月1日）等も踏まえた上で、必要な者に保育が提供されないということがないよう、居場所の確保に向けた取組を検討するようお願いします。

以上

<本件連絡先>

文部科学省：03-5253-4111(代表)

初等中等教育局 健康教育・食育課(内2918)